

## 滋賀県水道広域化推進プランの策定について

### 1 趣旨

本県では、将来にわたり安定的な水道水の供給を維持するため水道事業の基盤強化を目指す「滋賀県水道ビジョン」（計画期間：平成31年度～令和12年度）を平成30年度に策定し、県内水道事業者とともにその取組を進めている。また、改正水道法（平成30年公布）により、法の目的が「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」に改められ、都道府県の責務として水道事業者間の広域連携の推進に努めることが規定された。

そこで、県内水道事業に係る広域化推進の方向性を定めるとともに、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュールについて定める「滋賀県水道広域化推進プラン」を策定する予定である。

### 2 計画の位置づけ

○「滋賀県水道ビジョン」では「広域化」を取組項目の一つに定め、計画期間内に広域化にかかる一定の方向性とそのロードマップについて県内水道事業者間で合意することを目標としている。本プランは、この取組項目の目標を達成するため、目指すべき方向性や具体的施策を定める計画として位置付けるもの。

○総務省ならびに厚生労働省による地方自治法第245条の4第1項（技術的な助言）に基づく通知「水道広域化推進プランの策定について」（平成31年1月25日付け）を踏まえて作成するもの。

### 3 計画の期間

10年間【令和5年度～令和14年度】

### 4 策定経過

令和2年度	「水道事業の将来見通しに関する研究会」（県内全水道事業者の担当者等により構成）ならびに「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」（県内全水道事業者の部課長等により構成）において、広域化シミュレーションの調査研究・実施
令和3年	6月 「水道事業の将来見通しに関する研究会」開催 9月 「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」開催 庁内各所属への意見照会を実施（基本方針案） 10月 「水道事業の将来見通しに関する研究会」開催

- |      |     |                         |
|------|-----|-------------------------|
| 令和3年 | 11月 | 「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」開催 |
|      | 12月 | 厚生・産業常任委員会に報告（基本方針案）    |
| 令和4年 | 1月  | 市長会、町村会において説明（骨子案）      |
|      | 3月  | 厚生・産業常任委員会に報告（骨子案）      |
|      | 5月  | 「水道事業の将来見通しに関する研究会」書面開催 |
|      | 7月  | 「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」開催 |

## 5 今後のスケジュール

- |      |     |                                                |
|------|-----|------------------------------------------------|
| 令和4年 | 10月 | 厚生・産業常任委員会に報告（素案）                              |
|      | 10月 | 県民政策コメントの実施                                    |
|      | 10月 | 「水道事業の将来見通しに関する研究会」<br>（プラン取組方法に関する検討）         |
|      | 11月 | 「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」<br>（県民政策コメント修正案について意見聴取） |
|      | 12月 | 厚生・産業常任委員会に報告（最終案の報告）                          |
|      | 12月 | 滋賀県広域化推進プランの策定                                 |